特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
83	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事 務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、本事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言します。

特記事項

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和7年11月17日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務					
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務					
②事務の概要	令和4年度上天草市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等び価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給するもの。 【情報連携の概要】 対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を開始情報連携を行う。					
③システムの名称	(1)総合行政システム(臨時給付金) (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー					
2. 特定個人情報ファ	イル名					
電力・ガス・食料品等価枠	各高騰緊急支援給付金ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1 101の項 2.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 3.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)					
4. 情報提供ネットワ	一クシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号 別表第2 121の項 【特定個人情報の提供】 情報提供しない					
5. 評価実施機関にお	Stratus management of the state of the sta					
①部署	上天草市 健康福祉部 福祉課					
②所属長の役職名	福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の問	開示·訂正·利用停止請求					
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課					
8. 特定個人情報ファ	イルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 福祉課					
9. 規則第9条第2項	の適用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和4年9月30日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和4年9月30日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2)又は3)を選択した評価実	·項目評価書] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		. —	及び重点項目評価書 及び全項目評価書	
載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた入	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[O]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通し	た提供を除く。)	[0]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が酵☆れて		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインや情報連系における注意事項等のマニュアルを遵守して事務を行っている。 特定個人情報を含む書類は、施錠できる場所に保管している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· 啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインや情報連系における注意事項等のマニュアルを遵守して事務を行っている。特定個人情報を含む書類は、施錠できる場所に保管している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅳ8. 人手を介在させる作業		新規追加	事後	
令和7年10月31日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新規追加	事後	